

新工事 第 112 号
令和 5 年 2 月 20 日

市発注工事受注者各位

新潟市工事検査課長

建設工事現場における事故防止の徹底について（通知）

本市発注工事の施工に当たり、これまで実施している安全対策に加え下記の点にも十分配慮され、安全施工を心掛けていただくとともに、事故防止の徹底に努められるよう通知します。

1 安全教育の徹底

企業内に安全衛生委員会等を設置するとともに、同委員会の活動を充実させ、現場作業者に対する安全意識の啓発と徹底に努めること。

なお、本市が発注する工事の積算においては、工事着手後、作業員全員の参加による月に半日の安全・訓練等に関する費用を計上しているので、必ず実施すること。

2 関係法令の遵守

「労働安全衛生規則」（昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号）及び「土木工事安全施工技術指針」（平成 13 年 3 月 29 日付け国官技第 67 号）等に基づき安全確保に努めること。

3 工事現場の標示の徹底

一般交通に影響のある道路上等の工事施工においては、バリケード、安全燈、工事看板等により工事関係者以外の者に対して注意を喚起する等の適切な措置を講じること。

特に、夜間及び休日等の作業には、事前に理由を付した書面を発注機関に提出し安全管理に努めること。

4 高所作業時の転落防止策の徹底・励行

高所作業の際には、法令に定められた転落防止ネットを設置し、足場の安全確認を図るとともに、安全帯を必ず装着すること。

5 現場状況の的確な把握

作業中はもとより、作業開始前・作業終了後の点検等の実施により、現場状況を的確に把握し、所要の措置を講じること。

また、気象変化の著しい時期（梅雨時期、台風時期等）にあっては、土石流・土砂崩れ等から工事関係者の安全を確保するなど適正な施工管理に努めること。

6 建設機械の適正使用

建設機械を使用する際には、建設機械の作業範囲への立入禁止、誘導員の配置、機械足場の確保及びアウトリガーの適正な据付、荷重の超過防止等に留意すること。

また、建設機械を目的外に使用することなく、無資格者に操縦をさせないこと。

7 工事関係者の健康管理の徹底

定期的な健康診断を行う等、工事関係者の健康状態を常に把握しておくこと。

また、始業前ミーティング等を通じ、現場作業者の当日の体調を確認し、体調不十分者の就労を制限すること。

8 建設工事の計画届出等

工事の施工に伴い必要とされる労働基準監督署等への届出は、所定の期間内に行うこと。

9 地域住民等の安全確保

工事の施工に当たっては、地域住民等の安全を確保するため、関係法令を遵守するほか、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1

月 12 日付け建設省経建発第 1 号) 等に基づいて、安全確保に万全の措置を講じること。

10 資材運搬時の事故防止

資材や土砂運搬中の事故を防止するため、適切な安全対策を講じるとともに、協力会社等への指導を徹底すること。

11 建設廃材等の適正処理

建設残土、建設廃棄物については、「建設副産物適正処理推進要綱」(平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号)に基づいて、明示された施工条件により適切に処理すること。